

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第31号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年秋田市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項の表第 3 号の 2 を次のように改める。

3 の 2	ボランテ ィア	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上もしくは精神上	1 の年において 5 日の範囲内の期間
----------	------------	---	---------------------

の障害がある者又は負傷し、もしくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって任命権者が定めるものにおける活動

ウ アおよびイに掲げる活動のほか、身体上もしくは精神上の障害、負傷、疾病又は老齢により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織、P T A・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第1項に規定するP T Aその他の地域住民を主体として構成される団体又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が行う活動に参加して行う活動（アからウまでに掲

	げる活動を除く。) オ アからエまでに掲げる活 動のほか、市の施策の推進 又は地域の課題の解決に資 する活動として市長が別に 定めるもの	
--	---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に使用された改正前の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第14条第1項の表第3号の2の休暇については、改正後の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第14条第1項の表第3号の2の休暇として使用されたものとみなす。